

鹿児島県総合教育センター
平成22年度長期研修報告書

研究主題

社会的事象を総合的にとらえ
主体的に考察しようとする生徒の育成

— 法教育の視点で他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫 —



鹿児島県立鹿児島中央高等学校
教諭 岩切 義弘

目 次

I	研究主題設定の理由	1
II	研究の構想	1
1	研究のねらい	1
2	研究の仮説	2
3	研究の計画	2
III	研究の実際	2
1	研究主題に関する基本的な考え方	2
(1)	公民科に求められること	2
(2)	「社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする力」について	2
(3)	「法教育の視点で他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫」について	4
(4)	公民科の学習活動	5
2	生徒及び教師の実態分析と考察	7
(1)	生徒に対する質問紙による実態調査	7
(2)	教師に対する質問紙による実態調査	8
3	法教育の視点で小・中学校社会科や他の教科・科目などに関連を図る指導計画の作成	9
(1)	法教育の視点でとらえた系統と関連	9
(2)	指導計画の作成	12
4	法教育の視点で小・中学校社会科や他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫	14
(1)	小・中学校社会科と関連を図る学習指導の工夫	14
(2)	他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫	14
5	検証授業の実際と考察	16
(1)	検証授業Ⅰの概要	16
(2)	検証授業Ⅰの実際と考察	18
(3)	検証授業Ⅰの成果と課題	20
(4)	検証授業Ⅱの概要	20
(5)	検証授業Ⅱの実際と考察	21
6	生徒の変容の分析と考察	24
(1)	質問紙による実態調査の考察	24
(2)	評価問題及び小論文による調査の考察	25
IV	研究のまとめ	26
1	研究の成果	26
2	研究の課題	26
	【引用文献・参考文献】	27
	【研究の概要・担当者の所見】	28

I 研究主題設定の理由

現代の日本では、少子化や高齢化が急速に進み、社会の形態や機能が大きく変化してきている。特に、個人と個人、個人と共同体の結びつきが希薄になってきていることなどが課題として指摘されている。こうした現代社会の課題に取り組む上で、手掛かりとなる先哲の思想に、古代ギリシャの哲学者アリストテレス（前384-前322）が述べた「人間はポリス（社会）的動物である」という考え方がある。人間は本来社会的存在であり、他者とのつながりや共同体とのかかわりなしでは生きてはいけないということである。このように、かかわりの中で生きていくには、社会の在り方を、人間と人間が共生していくためのルールとしての法や正義あるいは公正などの視点から考える必要がある。そして、考えたことを言葉にして他者と議論し、自分と他者とのつながりを意識しながら社会的事象間の関連を図り、課題を解決していく姿勢が求められる。

『高等学校学習指導要領解説公民編』（平成22年6月）（以下、「公民編」）では、社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成することが求められている。また、生徒が社会的事象を総合的にとらえるために、各科目の内容について、小・中学校社会科や他の教科・科目などと関連を図るとともに、項目の関係に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫することなどが述べられている。ところが、公民科では、地理歴史科、家庭科、情報科、特別活動や総合的な学習の時間など内容的につながりのある教科などとの、具体的な関連を図った指導はあまりなされていない。本校でも、生徒が社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察するために、中学校との連携や、公民科「現代社会」（以下、「現代社会」）の授業と小論文指導と関連を図ったり、公民科と家庭科などで関連する内容を意識して授業を実施したりしてきた。しかし、実践の多くは知識の定着に主眼がおかれ、事象間の関連を図り主体的に考察させようとする取組は不十分であった。そこで、こうした取組を充実させるには、「習得・活用・探究」の各場面を明確にした指導計画を作成し、他の教科・科目などと共通する学習内容において関連を図るという活用の場面を設定していく必要がある。その際、社会生活を営む上で基盤となる法教育の視点を取り入れることで、法に関する基礎的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせることができる。つまり、法教育の視点で関連させることにより、よりよい社会の在り方を探究させることができると考えた。

そこで本研究は、法教育の視点で公民科の各科目の内容と小・中学校社会科や他の教科・科目などと関連を図ることを通して、社会的事象を多面的・多角的にとらえさせたい。そして、「習得・活用・探究」の各場面を明確にした指導計画を作成し、学習指導を工夫することで、社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする生徒を育成したいと考え、本研究主題を設定した。

II 研究の構想

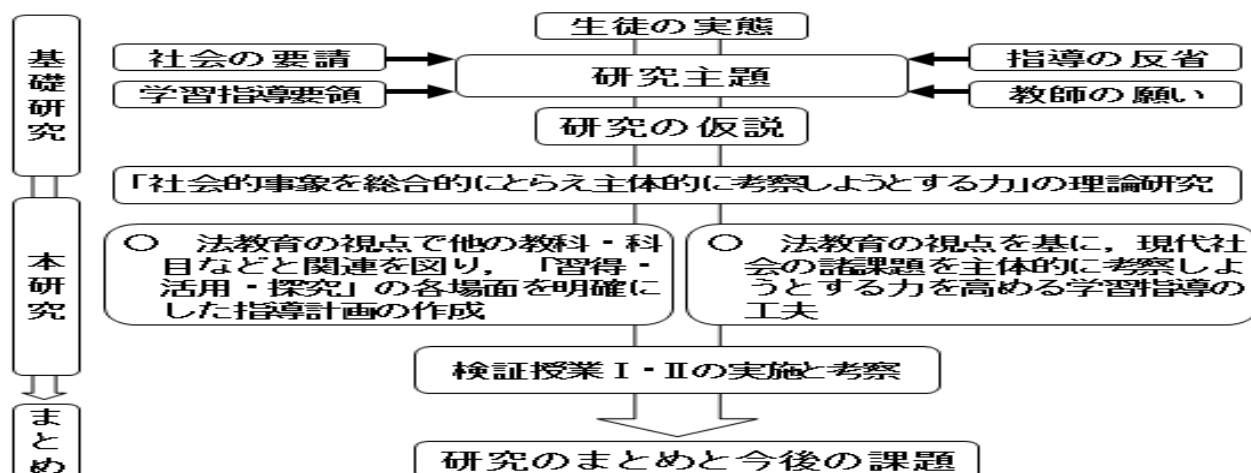
1 研究のねらい

- (1) 文献や先行研究を基に理論研究を行い、研究主題の基本的な考え方を明らかにする。
- (2) 生徒及び教師の実態調査から、公民科における指導上の課題を明らかにする。
- (3) 法教育の視点で小・中学校社会科や他の教科・科目などと関連を図るとともに、「習得・活用・探究」の各場面を明確にした指導計画を作成する。
- (4) 法教育の視点を基に、関連する教科・科目などとのつながりを明確にすることで、現代社会の諸課題を主体的に考察しようとする力を高める学習指導を工夫する。
- (5) 検証授業を通して仮説の検証を行い、研究の成果と課題を明らかにし、今後の実践に生かす。

2 研究の仮説

法教育の視点で、公民科の各科目の内容と小・中学校社会科や他の教科・科目などの内容と関連を図る指導計画を作成し、学習指導の工夫をすることにより、社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする生徒を育成できるのではないか。

3 研究の計画



Ⅲ 研究の実際

1 研究主題に関する基本的な考え方

(1) 公民科に求められること

公民科においては、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するための各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な価値観や先哲の考え方などについて理解させるとともに、諸課題を考察させ、客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることが求められる。また、新聞など各種資料から必要な情報を読み取り、社会的事象の意味、意義を解釈し、事象の特色や事象間の関連を説明し、自分の考えやその根拠を具体的・論理的に論述できるようになることなどが重要である。さらに、生命、情報、環境など現代社会の諸課題を主体的に考察するためには、社会的事象を総合的にとらえる必要があり、各教科等の関連する内容を相互につながらながら学習することが大切である。このような教育を通して、民主社会、経済社会、あるいは家庭、地域や学校の一員として主体的な生活を送り、社会生活についての前向きな見通しをもち、国家や国際社会を理解し、そこに積極的に参画していく意欲を育てることができる。

(2) 「社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする力」について

ア 「社会的事象」とは

社会的事象とは、生徒が観察、理解し、説明する対象となるもののことである。これには、人間の思考や行動に関する事象、人間を取り巻く環境に関する事象などがある。特に、現代の社会的事象は決して単一の要因から生じるものではなく、多様な側面をもつとともに、それぞれが様々な条件や要因によって成り立っており、さらに事象相互が関連し合って絶えず変化しているといえる。つまり、社会的事象そのものは、

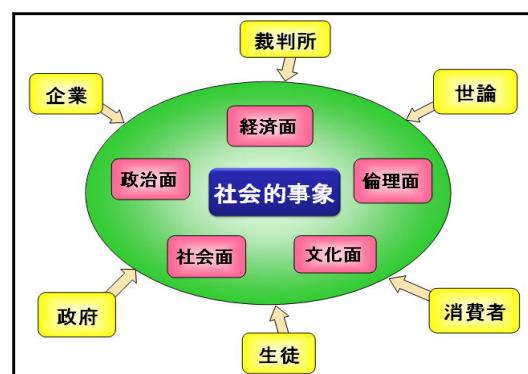


図1 社会的事象を多面的・多角的にとらえた構想図

政治面，経済面，社会面，文化面，倫理面など多様な側面をもっており，同じ社会的事象であっても，それをとらえようとする立場や見方によって変化するのである（図 1）。

イ 「総合的にとらえ主体的に考察しようとする力」とは

「総合的にとらえる」とは社会的事象を一つの側面や一つの立場からのみ判断せず，多面的・多角的にとらえることであり，同時に，社会的事象が相互に関連し合って絶えず変化するものとしてとらえることである。その際，例えば習得した知識・技能と具体的な社会生活との関連に気付かせるために，他の教科・科目などに関連を図り，系統的な指導を行うことは，生徒の発達の段階に応じ，そのねらいや目標を効果的に実現するために

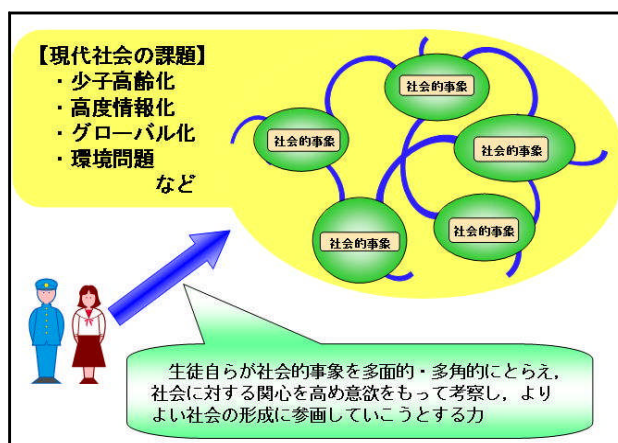


図2 総合的にとらえ主体的に考察しようとする力の構想図

有効である。「主体的に考察しようとする」とは，「公民編」で述べられている「少子高齢化，高度情報化，グローバル化の進展や，環境問題など地球規模で対応しなければならない課題」に自ら対応するために，社会に対する関心を高め意欲をもって考察しようとするものである。

つまり，「総合的にとらえ主体的に考察しようとする力」とは，生徒自らが社会的事象を多面的・多角的にとらえ，単に現代社会について理解するだけでなく，自らの在り方生き方について主体的に考え，現代社会の諸課題を探究しようとする意欲や態度を養うことである（図 2）。また，「社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする生徒」を育成する

ためには，社会的事象をとらえるための学習活動の質を向上させなければならない。例えば，人間だけでなくすべての生命の誕生から死に至るまでの過程を考える場合，他のものとは代替できないかけがえのないものであることを深く認識させ，多面的にとらえさせる必要がある。本人や家族ばかりでなく，臓器移植や遺伝子治療を待つ患者，医療関係者など様々な立場から，多角的に生命を

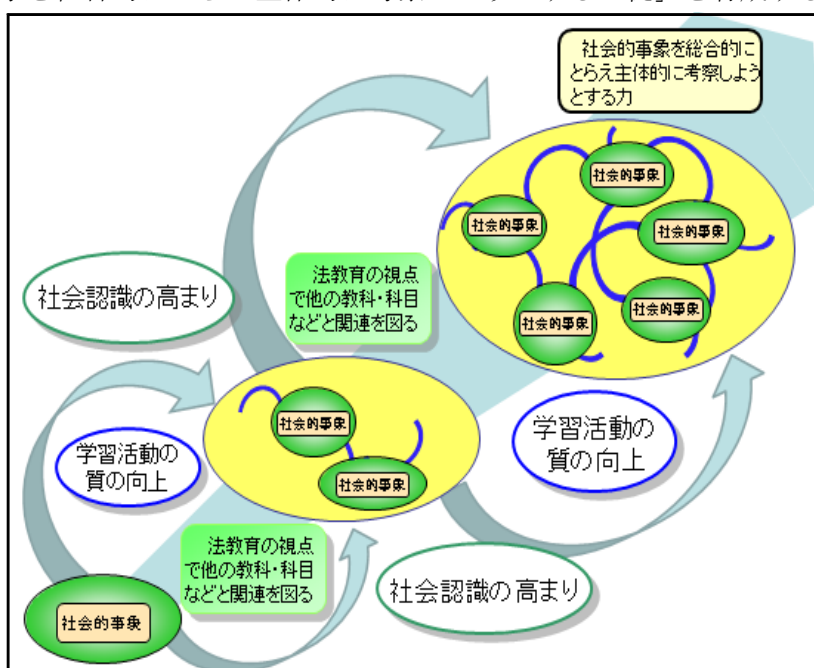


図3 学習活動の質の向上と社会認識の高まりの構想図

とらえさせることが大切である。その際，法教育の視点から生命のかけがえのなさについて，「現代社会」と小・中道徳や「倫理」と関連を図ることで，また，臓器移植や遺伝子治療などについては理科（「生物」など）や保健体育と関連を図ることで，より一層生命について総合的にとらえさせることができる。さらに，社会的事象を主体的に考察させるために，延命措置を含む自分の将来の治療の在り方に関して，前もって意思表示をしておくというリビング・ウィルの取組などを通して，社会への参画を意識させることもできる。このように，

多面的・多角的に生命をとらえるために、他の教科・科目などと関連を図ることで、生徒は社会認識を高めていくと考える(図3)。

以上のことから、目指す生徒像を次のように設定した。

- 社会的事象について関心をもち、自分で考えることができる生徒
- 社会的事象を通して、社会と自分を結び付けることができる生徒
- 社会的事象を多面的・多角的にとらえることができる生徒
- 事象間の関連について説明することができる生徒
- 社会的事象を総合的にとらえ、よりよい社会の形成に自ら参画していこうとする生徒

(3) 「法教育の視点で他の教科・科目などと関連を図る学習指導の工夫」について

ア 「法教育の視点」とは

法務省の法教育研究会は「最終報告書」(平成16年11月)において、法教育を「法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの見方を身に付けるための教育」とであると定義している。これを引き継いだ法教育推進協議会の報告書^{*1)}において、従来の教育課程では、憲法に関する教育が一定程度行われ、今回の学習指導要領の改訂においても、特に、社会科・公民科を中心に、小・中・高を通じて、法の支配や民主主義等に関するいわゆる憲法教育の内容が充実されたことが高く評価されている。一方、私人と私人との間の関係を規律するいわゆる私法分野の教育については、散発的な学習がされるにとどまり、私法の一般法である民法の基本原則を正面からとらえる取組などは必ずしも行われてこなかった。私法は、市場経済の基本法であるとともに社会生活にお

ける最も身近な規範であり、市民社会の基盤である。したがって、私人と私人との間の水平的関係において、取引、組織、家族等の社会の基本的なルールを定める私法は、国家と個人の垂直的関係を規律する公法と並び、重要性を有していると言える(図4)。そこで、学校教育においても、法の概念的枠組みについて学習することは、重要項目として位置付けられるべきであり、新学習指導要領においても、小学校から高等学校にかけて多くの

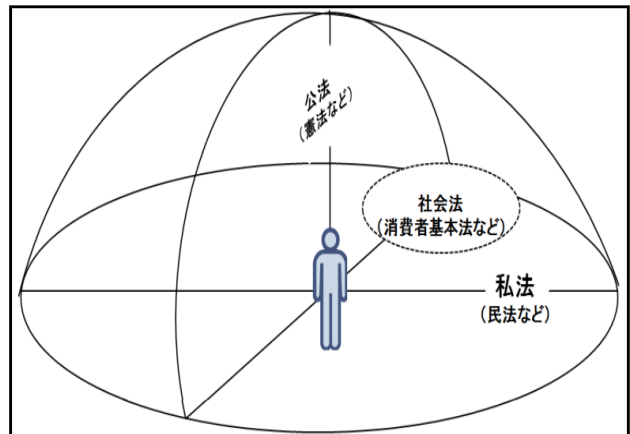


図4 法と人のかかわりの構想図

場面において法について指導するようになってきている。公民科でも、法はすべての人々がこの社会で共に生きていくための相互尊重のルールであり、暴力等により支配されるものではなく、言葉による合理的な議論の上に成り立っているものであることを理解させることが求められている。また、そのためにはすべての人が公正に扱われることなどを理解させるとともに、その公正とはどのような意味があるのかを考察させることも大切である。

これらを踏まえて、本研究では、生徒が私法と公法の両方を偏りなく学習することができるよう、法教育における私法分野の一つとされる消費者教育で、契約自由の原則や消費者保護などの私法の基本的な考え方を取り扱い、公法分野については、民主主義の原理や憲法教育において、その基礎にある個人の尊厳や法の支配などの基本的な価値を、それぞれ検証授業を通して考察させることとした。

*1) 法務省 法教育推進協議会 『私法分野教育の充実と法教育の更なる発展にむけて』平成21年5月

イ 「他の教科・科目などに関連を図る」とは

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の審議経過報告(平成18年2月)では「情報、環境、法や経済など社会の変化に伴って、国家・社会の形成者として新たに必要とされる知識・技能の定着のための教育については、学校外の人材や学習機会を有効に活用し、各教科等の関係部分を相互に関連付けながら理解させることが重要である」と述べられている。また、「公民編」においても、各科目の内容について、小・中学校社会科や他の教科・科目などに関連を図るとともに、項目相互の関係に留意しながら全体としてのまとまりを工夫することなどが求められている。これらのことは、他の教科・科目などに関連を図ることにより、現代社会に対する理解がより一層深まることを示しているといえる。

現代社会の理解を深め、その諸課題を主体的に考察しようとするためには、単に社会的事象についての知識・技能を習得するだけではなく、それらを活用して事象間の関連を論理的に説明する必要がある。しかし、これまでの授業では、事象間の関連を説明する機会を十分に設けてきたとは言えない。そのため、小論文の作成など説明する学習活動を苦手としていた。そこで、公民科の授業を改善するために、小・中学校社会科や他の教科・科目などの指導内容や育てたい力の系統性・関連性を示し、さらに「習得・活用・探究」の各場面を明確にした指導計画を作成し、社会生活の基盤の一つである法教育を共通の「土俵」ととらえ、他の教科・科目などに関連を図ろうと考えた。これらの考えを示したのが図5である。

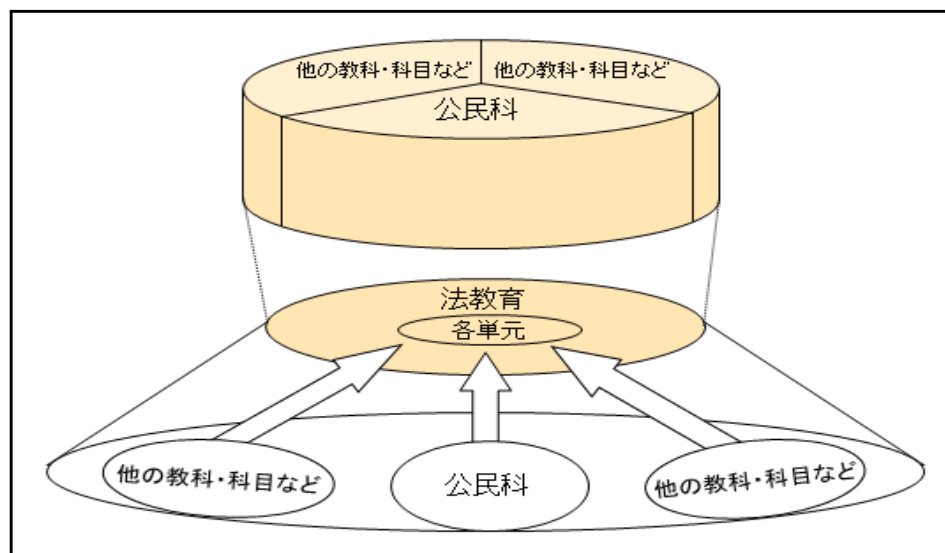


図5 法教育を共通の「土俵」ととらえた構想図

(4) 公民科の学習活動

中央教育審議会答申(平成20年1月)の改善の具体的事項には、「習得した知識、概念や技能を活用して、世界や日本の歴史的事象や地理的事象、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視し」と述べられている。これを踏まえ、公民科の学習活動を次のように整理した。

「習得」・・・ 社会的事象に関する情報を読み取り、基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に身に付けさせる学習活動

「活用」・・・ 習得した知識、概念や技能を用いて、社会的事象の意味、意義を解釈させたり、社会的事象の特色や事象間の関連を説明させる学習活動

「探究」・・・ 社会的事象の意味、意義の解釈を土台として、現代社会における諸課題の解決に向けて、グループでの話し合い、プレゼンテーションによる発表、ディベート形式を用いた議論などお互いの考えを深めさせたり、自らの考えを論述させたりすることを通して、在り方生き方についての自覚を深める学習活動^{*2)}

さらに、公民科において、習得した知識、概念や技能を活用する力、及び課題を探究する力を育成していくために必要となる言語活動を取り入れる。言語活動とは、中教審答申によると、「思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、習得した基礎的・基本的な知識、概念や技能を活用する」学習活動であるとされる。そして、実際の授業では、知識・技能の活用を図る学習活動は言語によって行われるものであることから、言語活動は国語科のみならず、全教科等にわたって充実を図る必要がある。そこで、公民科の学習活動における「習得・活用・探究」と言語活動の関係を以下のように示した(図6)。^{*3)}

これまでの公民科の授業は、語句の詳しい説明や社会制度の解説を中心とした知識の習得に主眼がおかれがちであった。これらを改善していくために、公民科の内容全体及び各単元の指導計画についても「習得・活用・探究」の各場面を明確にした内容構成が必要であると考えた。

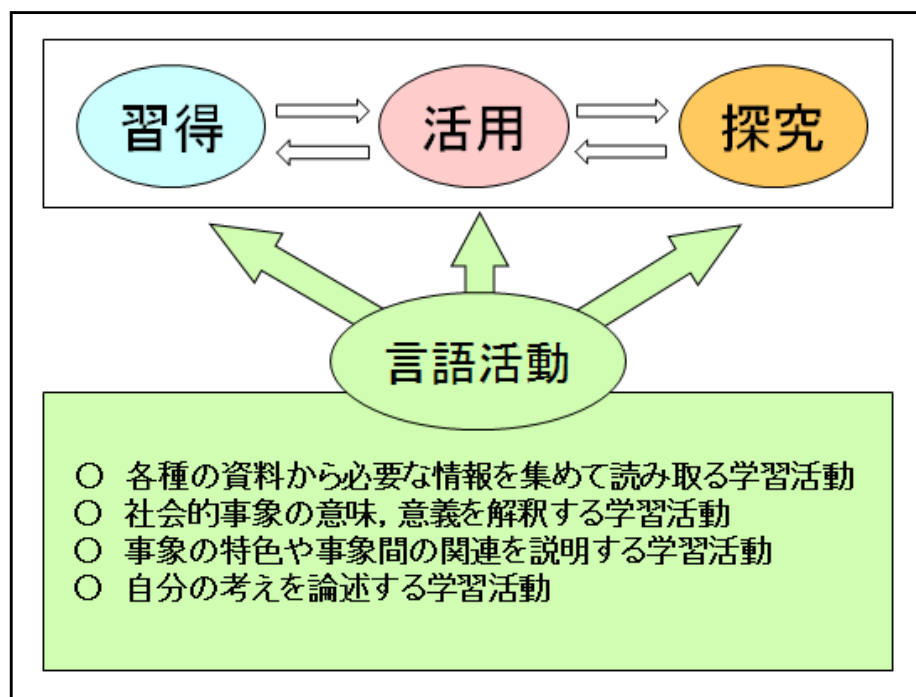


図6 「習得・活用・探究」と言語活動の関係

「公民編」において「現代社会」の内容は、三つの大項目と五つの中項目で構成され、さらに、大項目(1)「私たちの生きる社会」は科目の導入として位置付けられており、ここで学習したことが以後の学習に活用されることになる。この大項目(1)は、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして「幸福、正義、公正」などがあることを理解させ、習得させることとなっている。大項目(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目ア～オの学習においては、「幸福、正義、公正」などの基本的な枠組みを活用して、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会などに関する社会的事象をとらえさせ、これらの基本的な枠組みを確実に身に付けさせるとともに、現代の社会的事象の理解をより一層深めさせるようになっている。大項目(3)「共に生きる社会を目指して」は、この科目のまとめとして位置付けられ、大項目(1)及び(2)で学習した「幸福、正義、公正」などの基本的な枠組みを活用しながら課題を探究させるようになっている。以上のような公民科「現代社会」の学習の流れにおける「活用」にあたる大項目(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」に、法教育の視点を取り入れると図7のようになると考える。

*2) 堀内・伊藤・篠原編 『中学校新学習指導要領の展開 社会科編』平成20年12月 明治図書

*3) 松岡尚敏 『平成20年版学習指導要領と社会科授業改善の視点』平成20年9月 宮城教育大学紀要 第43巻

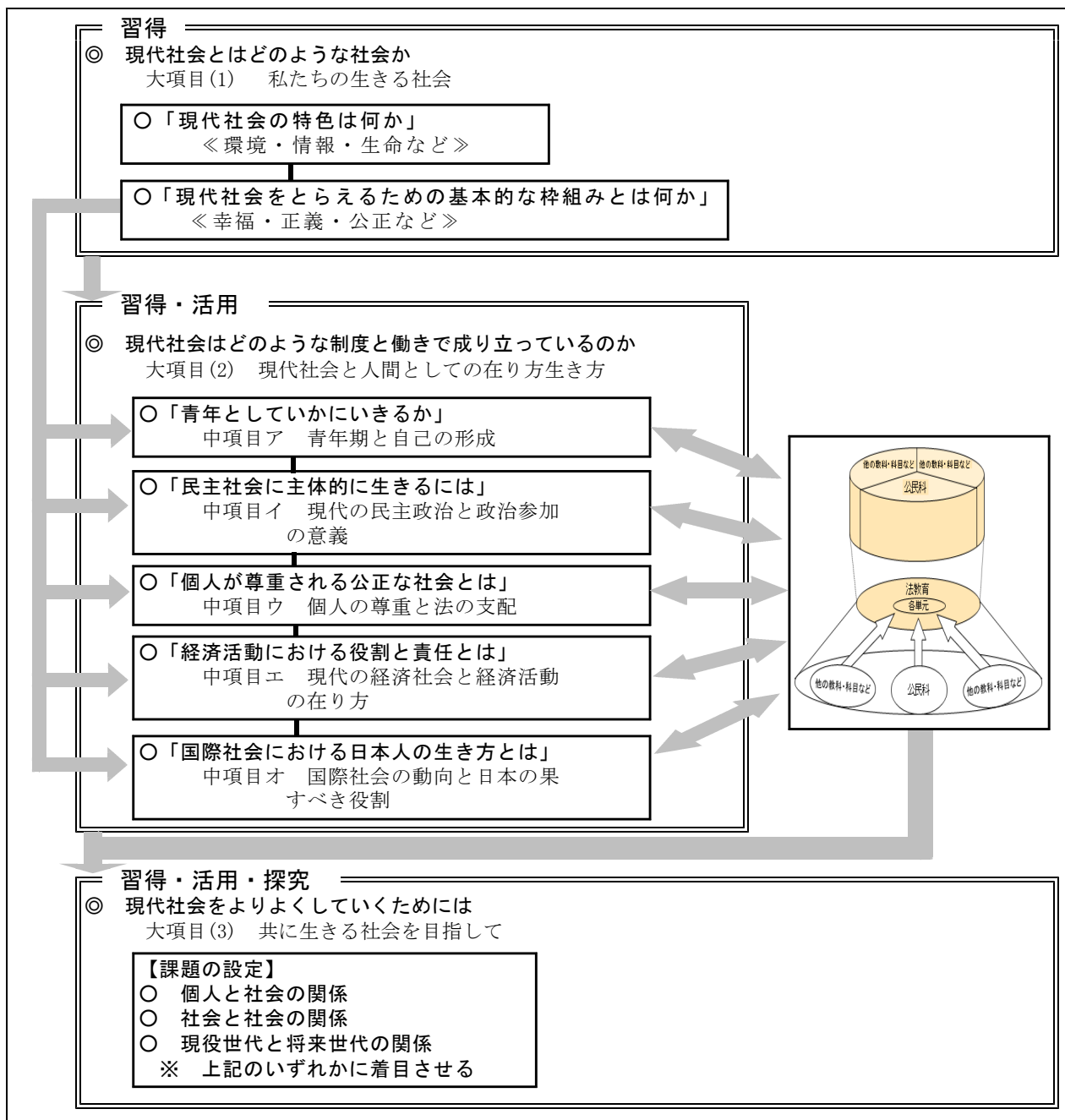


図7 法教育の視点を踏まえた「現代社会」の学習の流れ

2 生徒及び教師の実態分析と考察

生徒が「現代社会」に対してどのような意識をもっているか、また生徒や教師が他の教科・科目などと関連を図ることをどれくらい意識しているかを知るために、実態調査(本校①)を行った。

○ 対象生徒 鹿児島県立鹿児島中央高等学校 第2学年(文系2学級) 76人

○ 対象教師 鹿児島県立鹿児島中央高等学校 教諭52人

○ 調査方法 質問紙法(一部記述法)

○ 実施期日 平成22年6月9日(水)

(1) 生徒に対する質問紙による実態調査

「現代社会」を学習することの有用性について質問した。これは、生徒自身が「現代社会」

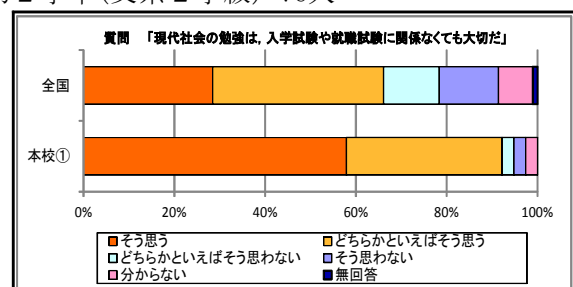


図8 「現代社会」を学習することの有用性

の学習が大切であると意識することは、社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする前提となると考えたからである。なお、全国と本校生徒との意識を比較するために、「高等学校教育課程実施状況調査『現代社会』（質問紙調査）平成15年度」（国立教育政策研究所）と同じ設問を用いた。「現代社会の勉強は、入学試験や就職試験に関係なくても大切だ」という「現代社会」を学習することの有用性を問う質問に対して、本校は92.1%の生徒が肯定的で、全国の66.0%に比べて非常に高い数値であった（図8）。しかし、「現代社会で学習したことを、他の教科・科目など（小論文を含む）の学習に生かしたことがありますか。」という設問に対しては96.1%、「他の教科・科目などで学習したことを、現代社会の学習に生かしたことがありますか。」という設問には94.7%が「ない」と回答しており、「現代社会」と他の教科・科目などの内容と関連を図ろうとする生徒は少ないことが分かった。

(2) 教師に対する質問紙による実態調査

本校では授業の進め方について、「講義や説明に多くの時間をかけた授業をしている」割合が「よくあてはまる」、「ややあてはまる」をあわせて91.4%と非常に高いが、「調べ学習や発表を取り入れた授業をしている」割合は22.6%にとどまっている（図9）。また、「授業の中で、自分の教科と他の教科・科目など（小論文を含む）と関連を図ることができたらよいと思うことがありますか。」という質問に対して、「ある」が83.9%で「ない」を、大きく上回った。

「他の教科・科目などと、どのように関連を図ろうと考えているか。」について回答をまとめたものが表1である。また、図10は、自分の教科と複数の教科・科目について

表1 教師が考える他の教科・科目などと関連を図る内容の例

関連を図る教科・科目など	関連を図る内容
「現代文」と「小論文」	評論文と関連データを基に自己の考えをまとめる際に、関連を図る。
「国語」と「地歴」	文学史や日本地図、中国の歴史などで関連を図る。
「世界史」と「漢文」	世相を反映した漢詩と歴史の流れについて関連させる。
「日本史」と「古典」	平安時代の国文学、明治時代の小説について関連を図る。
「情報」と「現代社会」	HPを利用した情報収集、プレゼン能力をつける際に、関連を図る。
「数学」と「物理」	「微分・積分」と「運動」において関連を図る。
「数学」と「小論文」	論文を書く際の起承転結について関連を図る。
「化学」と「地歴」	科学史、物質の発見の理解において関連を図る。
「生物」と「家庭基礎」	栄養素と代謝の分野で関連を図る。
「英語」と「現代社会」	英語長文の「環境問題、フェアトレード等」について関連を図る。
「保健体育」と「家庭基礎」	家族計画、妊娠・出産、老化などについて関連を図る。
「書道Ⅰ・Ⅱ」と「世界史」	唐の四大書家の「人となりと書」の歴史について関連を図る。

て関連を図ることが可能であると考えている事例である。このように、多くの教師は他の教科・科目などとの関連を図ろうとしていることがわかる。

実態調査の結果から、本校の生徒は、「現代社会」を学習することの有用性を理解しているが、「現代社会」と他の教科・科目などの内容と関連

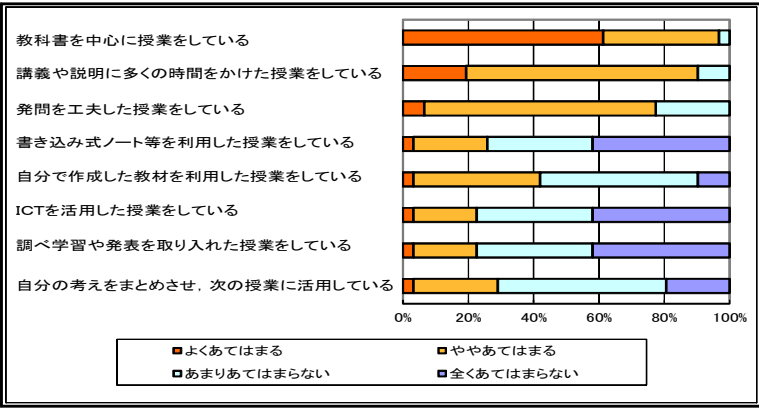


図9 教師の授業方法について

自身の教科・科目 (例)	他教科・科目等	関連を図る内容
「現代社会」	「家庭基礎」	・「雇用と労働問題」と「家庭経済と生活」には、「女性の年齢別労働率」など同一のグラフが扱われているので、関連を図ることができるのではないか。
「数学」	「美術」	→ 絵画やデザイン、日用品の中にもよく黄金比(1:1.414)を見出す。(数Ⅰ)
	「音楽」	→ 美しい協和音の中に数学の法則を見出し、ビートルズの楽曲を学ぶ。(数Ⅱ)
	「政治経済」	→ 小選挙区制における得票率(議席率)の関係を実際のデータを見ながら、どうなる法則が正しいかを考える。(数Ⅲ)

図10 複数の教科・科目と関連を図ろうとした例

を図ろうとすることは少ないことが分かった。一方、教師は、各教科等において他の教科・科目などとの関連を具体的に意識し、自分の教科と他の教科・科目などとの関連を図ろうと工夫をしていることがわかった。

3 法教育の視点で小・中学校社会科や他の教科・科目などとの関連を図る指導計画の作成

(1) 法教育の視点でとらえた系統と関連

「公民編」では、中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び特別活動などとの関連を図ることの重要性が指摘されている。そこで、「現代社会」の単元「消費者保護と契約」を法教育の視点からとらえ、小・中学校社会科との指導内容の系統を示し、小学校家庭科、中学校技術・家庭科、高等学校家庭科との指導内容の関連を図りながら単元の設計を行った(図11)。

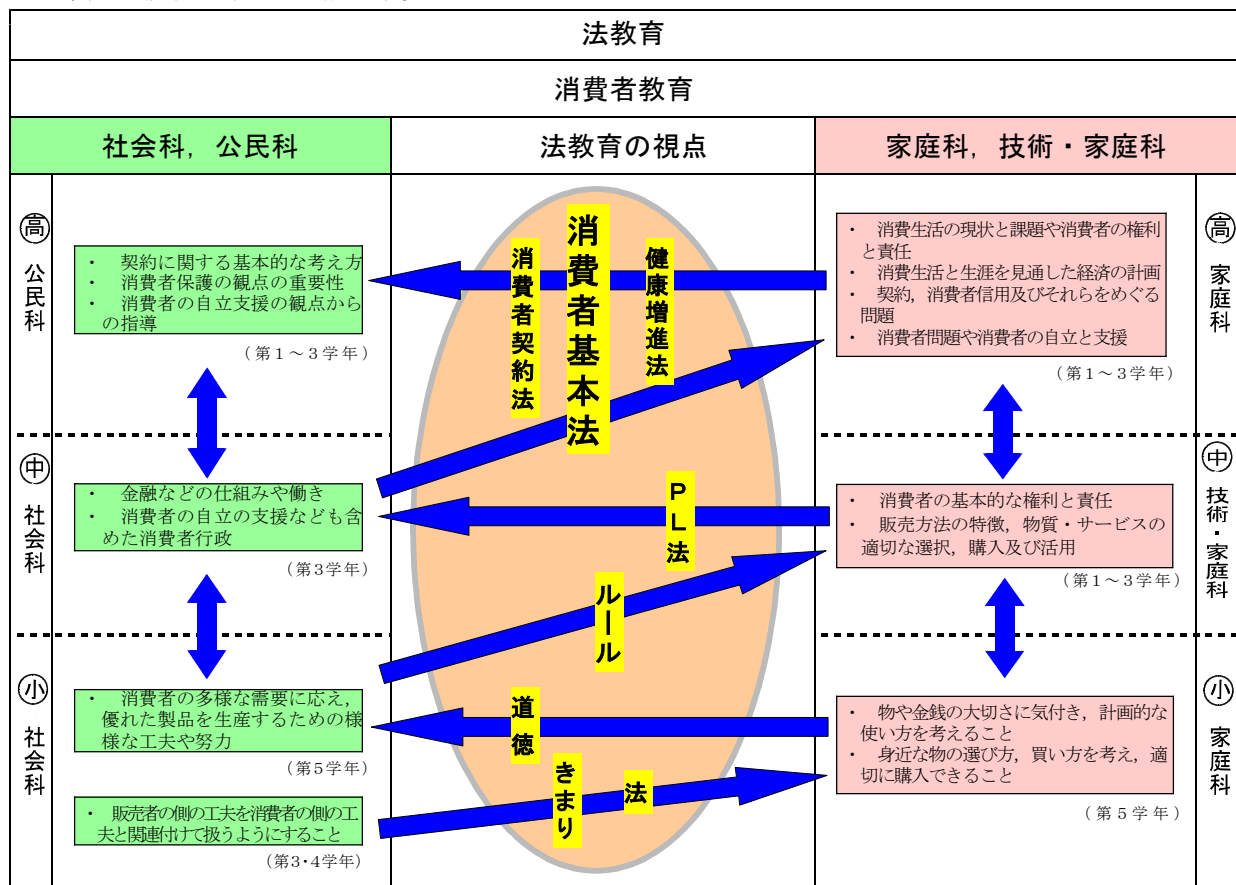


図11 法教育の視点を取り入れた指導内容の系統及び関連

次に、「現代社会」とこれらの教科・科目などとの関連をより詳しく見るために、中学校社会科との指導内容系統表(表2)及び「家庭基礎」との指導内容関連表(表3)を作成した(各表中の赤枠で囲んだ部分は、学習指導の工夫や検証授業Ⅰで取り扱う内容である)。このことで、学習指導要領に示された内容や押さえておきたい基礎的・基本的な知識について、それぞれの教科・科目の指導内容を踏まえることができる。また、これらを作成することにより、「現代社会」と中学校社会科、「現代社会」と「家庭基礎」いずれにも出てくる法に関する事項を明らかにすることができ、基礎的・基本的な知識のより確実な習得を図ることができる。さらに、この単元で、充実させたい言語活動例や育てたい力を明確にすることで授業の工夫改善にもつながると考えた。

表2 指導内容系統表（社会科、公民科） 単元「消費者保護と契約」

		中 学 校	高 等 学 校
指 導 内 容	学習指導要領に示された内容	- 消費者の保護については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う。 - 消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援のため、国が消費者政策を推進する役割と、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を、担っていることを具体的な事例を通して理解させる。 - 企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させる。 - 消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させる。	- 契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致により成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させる。 - 消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意する。 - 高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させる。また例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。
	押さえておくべき基礎的・基本的な知識	クレジットカードによる支払い能力を大幅に上回る買い物や、キャッシングカードによる多額のローンのために、返済不能に陥ったり、<u>自己破産</u>に陥ったりする例が増加している。	- 大量の商品が販売されている今日消費者が商品の購入や消費によって、薬害問題などによる健康被害や経済的損失を被る消費者問題が発生している。 「カード社会」では、契約に対する無理解からトラブルが発生したり消費者金融の無計画な利用によって多重債務に陥り、<u>自己破産</u>したりするケースもある。
	消費者の権利と消費者の責任	- 消費者運動の先進国であるアメリカでは、1962年にケネディ大統領が、<u>消費者の四つの権利</u>を提唱した。 - 日本でも、消費者の権利を求める消費者運動が高まり、1968年に<u>消費者保護基本法</u>が制定された。 - 訪問販売・電話勧誘などで商品を購入した場合、8日以内なら<u>契約の解除</u>ができる<u>クーリング・オフ</u>制度がある。 1994年制定の<u>製造物責任法（PL法）</u>も、消費者の権利を守るための法律で、製品の欠陥によって消費者が被害を被った場合、たとえ企業に過失がなくても、製造者である企業に被害の救済を義務付けている。 - 契約上のトラブルから消費者を守るための法律として、<u>消費者契約法</u>が2000年に制定された。	<u>消費者の四つの権利</u>とは、安全であることの権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利を指し、1962年にアメリカのケネディ大統領が提唱した。 - 消費者の四つの権利の影響を受けて1968年に日本でも広く消費者の権利を保護するために<u>消費者保護基本法</u>が制定された。 - 一定期間内であれば、違約金や取り消し料を支払うことなく契約を解約できる<u>クーリング・オフ</u>の制度を定めている。 1994年に制定された<u>製造物責任法（PL法）</u>では、製品に欠陥があったことを立証すれば、製造者や販売者に過失がなくても賠償責任があるという<u>無過失責任制</u>をとっている。 2000年には、不当契約や悪質業者から消費者の利益を守ることを目的とした<u>消費者契約法</u>が制定された。
	自立した消費者	- 自ら商品や契約についての知識や判断力を身に付けて、正しい行動ができるように自立した消費者にならなければならない。 - エコマークは、リサイクル資源を多く使う商品、廃棄しても環境を汚染しにくい商品などにつけられ、消費者が商品を選択するときの参考にされている。	- 地球社会の一員として、環境にとって好ましい行動をとる、グリーン・コンシューマーとしてのあり方も消費者には求められている。 - 消費者保護基本法は、2004年には消費者基本法に名称変更となり、従来の消費者保護政策から自立支援政策へと目的を変化させている。 2009年には、消費者行政を一元化する消費者庁が発足し、消費者重視の行政への転換が図られている。
充実させたい言語活動例		消費者問題について、中学校社会科や公民科の教科書に書かれている資料から事実を読み取らせ、その特色や意味などを解釈させる。また、消費者基本法を踏まえて消費者の自己責任や消費者保護制度、環境への配慮などの関連を説明させ、他者との意見の交流を通して、自らが考える自立した消費者になるための具体的な行動について発表させる。	
育てたい思考力・判断力・表現力		- 消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱い、消費者としての<u>権利と責任</u>を多面的・多角的に考察する。 - 消費者問題や自立した消費者について調べ、消費者の<u>権利と責任</u>について分かりやすく表現することができる。	- 消費者問題について、消費者保護だけでなく自立支援の観点から考え、消費者としての<u>権利と責任</u>を多面的・多角的に考察する。 - 消費者行政や自立した消費者について調べ、消費者の<u>権利と責任</u>について分かりやすく表現することができる。

中学校社会科、公民科いずれにも出てくる法に関する事項

表3 指導内容関連表（「現代社会」、「家庭基礎」） 単元「消費者保護と契約」

		「現代社会」	「家庭基礎」
指導内容	学習指導要領に示された内容	・ 契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させる。 ・ 消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意する。 ・ 高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させる。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。	・ 家庭経済の現状、社会の変化に伴う消費構造の変化や消費行動の多様化などの現状や課題について認識させるとともに、様々な消費者問題について理解させる。また、消費者の権利や責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにする。 ・ 特に契約や消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようにする。 ・ 消費者と事業者の間には、情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるためには、様々な支援が必要であることを理解させる。また、消費者基本法を取り上げて、消費者の権利について理解させるとともに、消費者支援の諸制度にも関心をもたせる。 ・ 一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定や消費行動によって意見を表明し、行動することなどが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを認識させる。
	押さえておきたい習得すべき基礎的・基本的な知識	・ 大量の商品が販売されている今日、消費者が商品の購入や消費によって薬害問題などによる健康被害や経済的損失を被る消費者問題が発生している。 ・ 「カード社会」では、契約に対する無理解からトラブルが発生したり、消費者金融の無計画な利用によって多重債務におちいり、自己破産したりするケースもある。	・ わが国では、大量生産・大量消費の時代を迎えた1955年以降、消費者問題が社会的に取りあげられはじめた。 ・ 消費者金融の普及・拡大により、自己の返済能力を超えて利用し、その結果、複数の業者に対し返済不能になる多重債務者を生み出し、自己破産に追い込まれるケースもある。
	消費者の権利	・ 消費者の四つの権利とは、安全であることの権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利をさし、1962年にアメリカのケネディ大統領が提唱した。 ・ 消費者の四つの権利の影響を受けて1968年に日本でも広く消費者の権利を保護するために消費者保護基本法が制定された。 ・ 一定期間内であれば、違約金や取り消し料を支払うことなく契約を解約できるクーリング・オフの制度を定めている。 ・ 1994年に制定された製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があったことを立証すれば、製造者や販売者に過失がなくても賠償責任があるという無過失責任制をとっている。 ・ 2000年には、不当契約や悪質業者から消費者の利益を守ることを目的とした消費者契約法が制定された。	・ 国際消費者機構C Iによる消費者の八つの権利と五つの責任は1962年にアメリカのケネディ大統領が提唱した消費者の四つの権利が、土台となっている。 ・ 1968年には、消費者の利益擁護を目的に消費者保護基本法が制定され、消費者政策の基本が示された。 ・ 一度契約した後で、解約したくなった場合に、契約を白紙状態に戻すことができるのがクーリング・オフ制度であり、その利点は、解約できる期間内であれば、理由を説明することなく、解約の意思を書面で通知することで、一方的に契約の解消ができることである。 ・ 製造物責任法（PL法）では、消費者は企業の過失を証明しなくても、「欠陥がある」という客観的な状況だけで責任を問うことができる。 ・ 2000年に制定された消費者契約法は、事業者からの情報提供のあり方や勧誘行為について、不適切な場合についての消費者の取消権を定めている。
	自立した消費者	・ 地球社会の一員として、環境にとって好ましい行動をとる、グリーン・コンシューマーとしてのあり方も消費者には求められている。 ・ 消費者保護基本法は、2004年には消費者基本法に名称変更となり、従来の消費者保護政策から自立支援政策へと目的を変化させている。 ・ 2009年には、消費者行政を一元化する消費者庁が発足し、消費者重視の行政への転換が図られている。	・ グリーン・コンシューマーとは、環境全体を考えた行動や商品選択をする消費者のことをいう。 ・ 消費者保護基本法は36年ぶりに改正されて消費者基本法となり、かつての行政が消費者を保護する制度とは異なり、消費者の自立を支援している。
充実させたい言語活動例		・ 消費者問題について、家庭科や公民科の教科書に書かれている資料から事実を読み取らせ、その特色や意味などを解釈させる。 - また、消費者基本法を踏まえて消費者の自己責任や消費者保護制度、環境への配慮などの関連を説明させ、他者との意見の交流を通して、自らが考える自立した消費者になるための具体的な行動について発表させる。	
育てたい力		・ 消費者問題について、消費者保護だけでなく自立支援の観点から考え、消費者としての権利や責任を多面的・多角的に考察する。 ・ 消費者行政や自立した消費者について調べ、消費者の権利と責任について分かりやすく表現することができる。	・ 適切な意思決定に基づいて行動し、消費者として適切な判断ができるようになることで、消費者としての権利や責任を多面的・多角的に考察する。 ・ 消費生活の現状と課題や自立した消費者について調べ、消費者の権利と責任について分かりやすく表現することができる。

「現代社会」、「家庭基礎」いずれにも出てくる法に関する事項

(2) 指導計画の作成

指導計画は学校の実情を考慮し、創意工夫をしながら意図的、計画的に立てる必要がある。
法教育の視点を取り入れ、他の教科・科目などと関連を図る小単元を15箇所選び（表中の〈法教育〉①～⑮），年間指導計画を作成した。

ア 年間指導計画

前期（4月～9月）	後期（10月～3月）
○ 現代の経済社会と私たちの生活 1 経済社会と経済体制 2 現代の企業 3 市場経済のしくみ 4 経済成長と景気変動 5 政府の経済的役割と租税の意義・・・〈法教育〉① 【小・中社，政，国，情など】 6 金融機関のはたらき 7 戦後の日本経済の動き 8 産業構造の変化 9 雇用と労働問題・・・〈法教育〉② 【小・中社，中・高家，世，国，情など】 10 公害の防止と環境保全・・・〈法教育〉③ 【小・中社，保体，国，情など】 11 消費者保護と契約・・・〈法教育〉④ 【小・中社，小・中・高家，国，情など】 12 社会保障と国民福祉 ○ 現代の民主政治と私たちの生活 1 民主政治における個人と国家・・・〈法教育〉⑤ 【小・中社，倫，世，国，情など】 2 基本的人権と法の支配・・・〈法教育〉⑥ 【小・中社，倫，世，国，情など】 3 世界の主な政治体制 4 日本国憲法の基本原理・・・〈法教育〉⑦ 【小・中社，日，国，情など】 5 平和主義と安全保障 6 基本的人権の保障と新しい人権・・・〈法教育〉⑧ 【小・中社，倫，国，情など】 7 国民主権と議会制民主主義 8 内閣と行政の民主化 9 裁判所と人権保障・・・〈法教育〉⑨ 【小・中社，政，国，情など】 10 地方自治と住民の福祉 11 世論形成と政治参加	○ 国際政治の動向と日本の役割 1 今日の国際社会 2 国家主権と国際法・・・〈法教育〉⑩ 【中社，世，地，倫，国，情など】 3 国境と領土問題・・・〈法教育〉⑪ 【中社，世，地，倫，国，情など】 4 地域紛争と人権・民族問題 5 国際連合の役割 6 核兵器の廃絶と国際平和 7 外交政策と日本の役割 ○ 国際経済の動向と日本の役割 1 国際経済のしくみと貿易の拡大 2 国際経済の動向 3 発展途上国の経済と南北問題 4 国際協調と日本の役割 ○ 現代社会の特質と社会生活の変化 1 大衆社会 2 少子高齢社会 3 高度情報社会・・・〈法教育〉⑫ 【小・中社，情，小・中・高家，国など】 4 国際化 ○ 現代に生きる青年 1 青年期の意義と自己形成の課題 2 現代社会における青年の生き方 ○ 現代に生きる倫理 1 豊かな人生を求めて 2 伝統的なものの考え方と価値観・・・〈法教育〉⑬ 【小・中道，小・中社，情，小・中・高家，国など】 3 西洋の自然観と人間観・・・〈法教育〉⑭ 【倫，世，国，情など】 4 私たちの課題 ○ 現代に生きる私たちの課題 1 地球環境問題 2 資源・エネルギー問題 3 科学技術の発達と一人一人の生命・・・〈法教育〉⑮ 【小・中道，小・中社，倫，理，保体，国，情など】 4 私たちの生活と宗教や芸術 5 豊かな生活と福祉社会

次に、アの年間指導計画の〈法教育〉⑩・⑪（表中の赤枠）において、法教育の視点で、公民科「現代社会」と「世界史」及び「地理」などとの関連を図り、「習得・活用・探究」の各場面を明確にした小単元の指導計画を示す。

イ 小単元の指導計画（国家主権と領土に関する国際法の意義）〔3時間〕

	主な学習活動	指導上の留意点	「習得・活用・探究」を明確にした場面
第1時	- 中学校社会科の学習内容を復習する。 - 国家の三要素や主権国家の成立について理解する。 - 国際法の成立と種類、また、その課題について理解する。 国際社会を構成する主権国家とは、どのようなものだろう。	- 中学校社会科の学習内容との関連を図ることで、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。 「世界史」の学習内容との関連を図ることで、ウェストファリア会議により主権国家の概念が成立したことを理解させる。 - 国際法と国内法の違いについて理解させる。	主権国家の成立について、「世界史」の教科書の資料から事実を読み取らせ、ウェストファリア会議が、国際社会の成立の出発点であることを理解させる。 (習得)
第2時	- 領土問題について理解する。 「国際法の父」と呼ばれるグロチウスの主張した自然法・戦時国際法などについて考察する。 国際社会において、なぜ、領土問題が起きるのだろう。	「世界史」と「地理」の学習内容との関連を図ることで、領土問題の背景には、宗教、民族または政治的關係が存在することを理解させる。 - グループでの話し合い活動を通して、他者と意見を交流させる。	地図帳や「世界史」の教科書などから事実を読み取らせ、国境や民族などの意味や意義を明らかにさせ、国家と領土の関連を、グループ活動での話し合いを通して説明させる。 (活用)
第3時	『NHK高校講座政治・経済 国際関係と国際法』のラジオ音声を聴き、理解を深める。 - 日本の北方領土、竹島などの領土問題について考察する。 前時で学んだ学習内容やディベートでの議論を通して、自らが考える領土問題の平和的な解決法について考えよう。	- 視聴覚機器を活用し、情報科の学習内容との関連を図ることで、基礎的な知識・技能を定着させる。 - ディベートでの議論を踏まえ、自分の考えを具体的に発表させる。	日本の領土問題を国際法の視点から関連させ、ディベートでの議論を通して、自らが考える領土問題の平和的な解決法について論述させる。 (探究)



図12 ウェストファリア会議の様子

- 領邦君主はその領土に応じて、外交主権を含むほとんど完全な独立主権を認められた。
- スイス、オランダの独立が正式に承認された。

図13 ウェストファリア条約のおもな内容

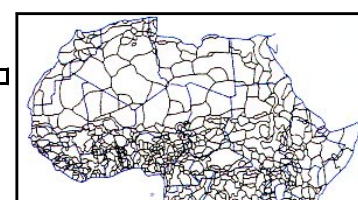
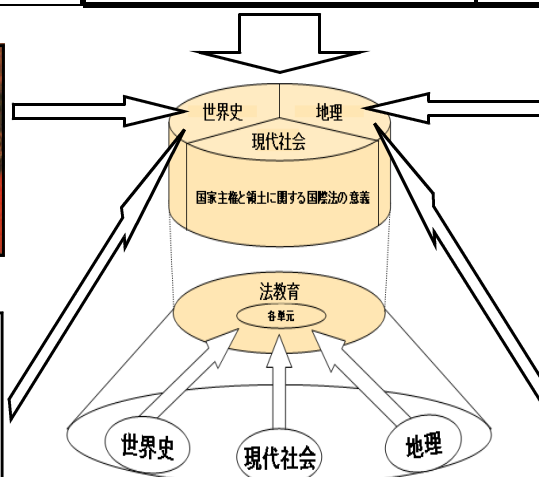


図14 アフリカの民族分布



図15 アフリカの国境線

例えば、第1時にウェストファリア会議の様子(図12)とウェストファリア条約の主な内容(図13)を示し、三十年戦争(1618年～1648年)を終結させる条約を結ぶために、どのようなことが話し合われたかを考えさせる。また、国際会議の始まりといわれるこの会議が、国際社会を誕生させる契機となったことを理解させ、国際法の意義を考察させる。第2時の導入では、アフリカの民族分布(図14)やアフリカの国境線(図15)を示した二つの地図の特色から、民族紛争の原因を考察させる。

4 法教育の視点で小・中学校社会科や他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫

(1) 小・中学校社会科と関連を図る学習指導の工夫

新学習指導要領の「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」という目標は、小・中学校社会科、地理歴史科、公民科それぞれの共通のものになっている。特に、中学校社会科との関連については、指導内容の関連性を重視し、適切に資料を収集、選択して多面的・多角的に社会的事象を考察することなどが大切である。そこで、中学校社会科と法教育の視点で関連性を一層深めるために、中学校社会科で扱われる資料の活用と、中学校と高等学校の学習内容の関連性を考慮した確認テストを実施した。

ア 中学校社会科で扱われる資料の活用

単元「消費者保護と契約」では、消費者を保護するための重要な法律である製造物責任法（PL法）について学習する。この単元は、中学校社会科の学習内容を想起させることによって、生徒に学ぶ意欲を促すことができる。

そこで、図16のように中学校社会科の教科書に掲載されている資料を活用し、消費者が商品の欠陥によって被害を受けてしまった場合のPL法制定前と制定後の対応の仕方（点線内）について考察させる。その後、PL法の条文を確認させ、製造業者の過失を証明しなくても、賠償を請求できるようになったことを生徒に理解させる。

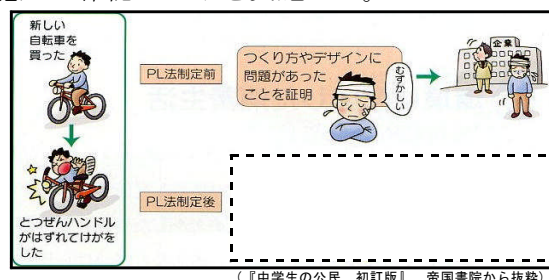


図16 PL法について考察させるための資料

イ 確認テストの実施

政治分野の学習内容については、中学校社会科において、その基本的・基本的な知識を学んできており、内容は理解されているはずである。しかし、高等学校においては、理解されているはずの知識が定着されていない生徒がいることも否定できない。そこで、生徒の理解の実態を把握するために、確認テスト（図17）を実施した。この確認テストは、中学校教科書を活用して作成し、法教育の視点で高等学校の学習内容との関連を図ったものである。中学校社会科では、社会契約説を唱えたロックやルソー、三権分立を唱えたモンテスキューについて、「人権思想の発達」や「法にもとづく政治」などの単元で取り上げられていることが多い。高等学校の授業で理解を深めるために、中学校の学習内容を想起させることは重要である。

現代社会 確認テスト（ 月 日）
【中学校社会科 公民的分野「民主政治の発達」】
2年（ ）組（ ）番 氏名（ ）
国の政治では権力をどのように運用するかによって、人々の生活は大きく影響される。近代以前のヨーロッパでは、国王などの支配者が、自分の意のままに専制政治を行っていた。しかし、近代になると、国王らの専制に対する不満が高まり、人々のあいだで大きなうねりとなっていった。
そうした運動を支え、励ましたのは、ヨーロッパで芽生えた新しい政治についての考え方だった。イギリスの（①）は「個人の生命・自由・財産などはだれも侵すことができない」と基本的な人権の考えを基礎付け、フランスのモンテスキューは三権分立の考えを示した。また、同じくフランスの（②）は「国の権力はもともと人民のものだ」と人民主権を主張した。
~~~~~  
2 文章中の下線部について、モンテスキューは三権分立についてどのように述べているか「権力の濫用」という言葉を必ず使って説明しなさい。  
~~~~~

図17 確認テストの抜粋

(2) 他の教科・科目などに関連を図る学習指導の工夫

公民科の学習内容は、現代社会の諸課題としての生命、情報、環境ばかりでなく、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係など広範囲に及ぶ。そのため、他の教科・科目などの学習内容と多くの分野でかかわりがあることを実感する教科である。また、『新高等学校学習指導要領総則編』で述べられている「各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導」を実践するのに最も適した教科の一つであると言える。そこで、他の教科・科目などに関連を一層深めるために、家庭科・保健体育科において法教育の視点で関連を図った。

ア 家庭科と関連を図る学習指導の工夫

公民科の単元「雇用と労働問題」での女性を取り巻く労働問題を取り扱う場合、女性の年齢別労働力率のグラフ（M字型カーブのグラフ）を、読み取らせる（図18）。このグラフから日本は、家事や育児と仕事の両立を可能にする家庭や社会の条件が不十分であり、出産・育児期に離職する女性が多くなるということを考察させる。さらに、男女共同参画社会基本法（1999年制定）は、社会のあらゆる分野の活動に男女が対等に参画することが最も重要であるとして、その推進を目指した法律であることに気付かせる。次に、「家庭基礎」の教科書に掲載されている「生活時間の国際比較」（図19）を活用し、点線内の日本人男性の生活時間のグラフについて考えさせた上で、家事や育児、介護などを男女が共同で分担することが必要であることを理解させる。また、「男女が共に家事や育児、介護を担う」という仕組みを確立する条件となる、労働時間の短縮や育児休業・有給休暇などが取得しやすいような職場の改善が進まないのはなぜか」ということを考察させることで、社会的事象をより総合的にとらえさせ、課題に対して主体的に取り組む姿勢が向上することが期待される。

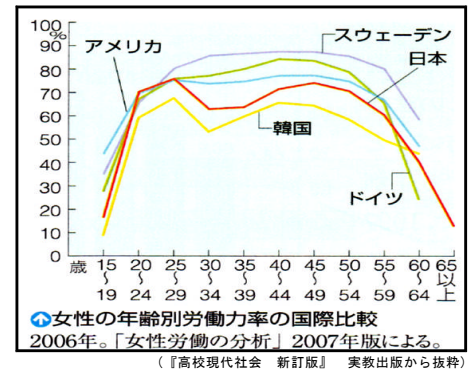


図18 女性の年齢別労働力率の国際比較

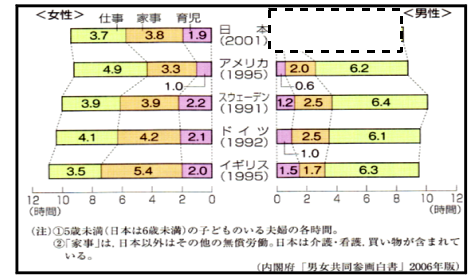


図19 生活時間の国際比較

イ 保健体育科と関連を図る学習指導の工夫

単元「公害の防止と環境保全」において、公害問題に関する年表（表4）等を活用し、公害の防止や被害者救済のための法律や条例について理解させるとともに、公害の発生と当時の社会情勢を関連付けて考察させる。ここで、保健体育科の学習内容である環境基本法に基づいた大気汚染の環境基準（図20）を活用するなど、法教育の視点を取り入れることで、公害と健康のかかわりについて考察させることができる。このように、環境基本法で保健体育科と関連を図ることで、健康被害の防止という視点が加わり社会的事象を総合的にとらえさせやすくなる。

表4 おもな公害関係の年表	
1967	公害対策基本法施行（1970年改正）
1970	東京都などで光化学スモッグの被害
1971	環境庁発足（2001年より環境省）
1988	オゾン層保護法施行
1993	環境基本法公布・施行（公害対策基本法廃止）
1997	環境影響評価法成立
1998	家電リサイクル法成立（2001年4月施行）
1999	ダイオキシン類対策特別措置法成立
2006	石綿（アスベスト）全面禁止

（『高等学校現代社会 改訂版』 第一学習社から抜粋）

環境基準（大気汚染）	
一酸化炭素（1日平均値）	10ppm以下
（8時間平均値）	20ppm以下
二酸化硫黄（1日平均値）	0.04ppm以下
（1時間値）	0.1ppm以下
二酸化窒素（1日平均値）	0.04～0.06ppm以下
光化学オキシダント（1時間値）	0.06ppm以下

（『現代保健体育 改訂版』 大修館書店から抜粋）

図20 環境の保全に関するおもな施策

ウ 目的に応じた資料を活用する学習指導の工夫

公民科の授業において、資料をどのように活用するかということは、社会的事象を総合的にとらえる力を育成するためにも重要である。また、目的に応じて資料を活用することは、生徒の学習意欲を高めたり、社会的事象の理解を深めたりすることなどにもつながると考える。課題を探究する際に用いる資料については、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物など様々なものが考えられるが、学校の図書館や地域の資料館、官公庁などをはじめ様々なところに資料があることを気付かせるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、目的に応じて情報を検索し利用することができるようにすることが大切である。そこで、目的に応じて次のような資料活用の工夫を行った。

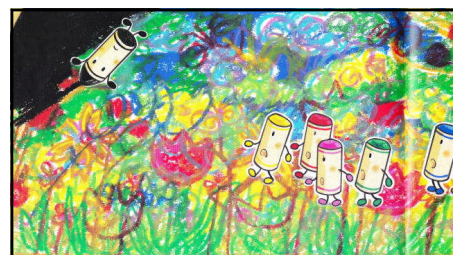
(ア) 興味・関心を高めさせる資料活用の工夫

授業の導入において資料の提示を工夫することで、学習に対する興味・関心を高めさせたり、問題意識をもたせたりして、学習課題の解決に向けての意欲をもたせることができる。そこで、授業の導入において、興味・関心を高めるために、読み物として絵本を活用した。まず、森永ヒ素ミルク事件について書かれた絵本『はせがわくんきらいや』(図21)の一場面を提示することにより、消費者問題についての関心を高めさせることができた。また、絵本『くれよんのくろくん』(図22)の一場面を提示することにより、社会契約説を初めて提唱したと言われるホッブズの「自然状態」を分かりやすく理解させることに成功した。



(『はせがわくんきらいや』長谷川 集平作・絵 復刊ドットコムから抜粋)

図21 『はせがわくんきらいや』の一場面



(『くれよんのくろくん』なかや みわ作・絵 重心社から抜粋)

図22 『くれよんのくろくん』の一場面

(イ) 学習内容の定着を図る資料活用の工夫

インターネットや携帯電話などが急速に普及している現在、多彩なメディアが伝える情報なしに、私たちの生活はもはや成り立たなくなっているといえる。このような情報社会で、情報化が社会に及ぼす影響や、情報社会における法と個人の責任に関する部分などにおいて、公民科が情報科と関連を図ることは重要である。また、『高等学校学習指導要領 情報編』でも、「中学校における情報教育の成果を踏まえ、情報科での学習が他の教科・科目等の学習に役立つよう、他の教科・科目等との連携を図ること」とあるように、情報科の学習によって身に付けた能力や態度を、公民科の学習において積極的に活用していくことが有用であると考えた。そこで、情報通信ネットワークで配信されている『NHK高校講座』を活用し(図23)、ラジオ音声を注意深く聴き、メモを取りながら基礎的・基本的な知識を習得し、学習内容の定着を図る試みを行った。

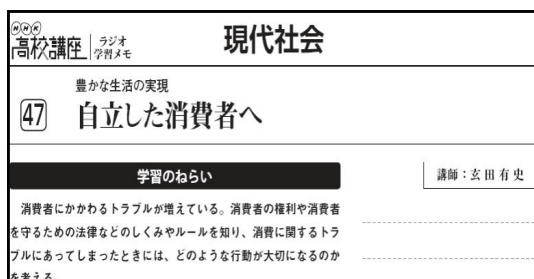


図23 NHK高校講座「現代社会」ラジオ学習メモの抜粋

5 検証授業の実践と考察

本研究では、これまで法教育の視点で、公民科と他の教科・科目などと関連を図り、「習得・活用・探究」の各場面を明確にした小単元の指導計画に基づき、「社会的事象を総合的にとらえ主体的に考察しようとする力」を育成するための手だてについて考察してきた。その効果を検証するために、2回にわたって検証授業を行った。

(1) 検証授業Ⅰの概要

- 対象生徒 鹿児島県立鹿児島中央高等学校 第2学年(文系2学級) 76人 2時間×2学級
- 実施期日 平成22年6月25日(金)

「知識基盤社会」といわれる現代の経済社会では、従来の小売店舗に加えて、インターネットなどを利用した無店舗での販売やカード決済が広がり、利便性が増す一方で、多重債務や自己破産も後を絶たない。このような状況の中で、一人一人の消費者が、膨大な情報や商品の中から自分に必要なものを選び出す力、自らの収入と支出のバランスを考える力、消費者トラブルに巻き込まれない、あるいは巻き込まれたときに適切に対処する力を身に付ける必要がある

と考える。新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増している。そして、社会が流動化することに伴って生じる問題も複雑化してきている。特に、消費に関する問題においては、振り込み詐欺のように、家族などを思いやる気持ちを悪用する犯罪も増加傾向にある。これらを踏まえて、消費者教育支援センターも「人の心に深くかかわってくるような部分と金銭の取引が絡んできている」とし、これからの消費者教育は、各教科等の学習で習得した知識や技能を活用し、総合的に学習することが一層求められていると述べている。また、本県も、『鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特性を踏まえた教育の振興～』において、「近年、マルチ商法やキャッチセールスなど悪質商法やクレジットカード等による多重債務者が増加し、全国の自己破産件数は年間148,248件（平成19年度）に達し、深刻な社会問題となっていることを示している。このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成すること」とし、主な取組として「特別活動、社会科や公民科、家庭科において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努める」と示している。このように、社会の変化に対応した教育の推進の一環として消費者教育を位置付けている。なお、本研究では消費者教育を法教育における私法分野の一つととらえている。

1

単元名

消費者保護と契約

2

単元の構成

大単元

第2編

中単元

第3章

小単元

1

消費者問題と消費者としての自覚

1時間

2

消費者主権と自立した消費者

1時間

3

小単元の目標

(1)

現代の消費にかかわる社会的事象を悪質商法や製品事故、薬害問題等の消費者問題の側面からとらえ、課題解決のためには、必要な資料等を正確に読み取り、正しい知識を身に付け、消費者としての自覚をもつことが大切であることを理解させる。

(2)

消費者主権が確立されているとはいえない現状の中で、消費者の権利保護をクーリング・オフ制度や製造物責任法（PL法）等を手がかりに具体的にとらえさせるとともに、消費者基本法や消費者庁の設置を踏まえ、自立した消費者になるためには何が必要かを自分なりに考察させる。

4

小単元指導上の工夫

(1)

法教育の視点で中学校社会科、家庭科、情報科などに関連を図ることより、社会的事象を多面的・多角的にとらえ考察させる。

(2)

マスメディア（今回はラジオ）を活用した学習指導の工夫を行い、生徒の学習意欲の向上に努める。

5

評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	資料活用の技能・表現	知識・理解
・ 消費者を取り巻く諸課題について、自己の生き方と関連させようとしている。	・ 消費者主権の確立のためには、消費者の保護と自立の両面が大切であることなど、多面的・多角的に考察できる。	・ 資料を正しく読み取り、課題を見だし、自己の考えを適切に表現することができる。	・ 消費者の権利や保護について、クーリング・オフ制度やPL法を通して具体的に理解することができる。

(2) 検証授業Ⅰの実際と考察

ア 小単元の指導計画（消費者保護と契約）〔2時間〕

	主な学習活動	指導上の留意点	「習得・活用・探究」を明確にした場面
第1時	- 中学校社会科の既習範囲を復習する。 - 消費者問題、消費者の権利と責任、悪質商法の種類と手口などについて理解する。 消費者としての自覚をもつにはどうすればよいか考える。	- 中学校社会科の学習内容との関連を図ることで、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。 - 家庭科の学習内容との関連を図ることで、消費者問題を高齢社会の側面からとらえることができることを理解させる。	消費者問題について、家庭科の教科書の資料から事実を読み取らせ、消費者基本法などが、消費者保護に深くかかわっていること、人々が消費者としての自覚をもつには、消費者問題の実態を知り、正しい知識をもつ必要があることを理解させる。 （習得）
第2時	- 消費者主権、消費者保護政策などの学習を通して、消費者行政が消費者保護から自立支援へと移行しつつあることを理解する。 『NHK高校講座現代社会 自立した消費者へ』のラジオ音声を聴き理解を深める。 前時の授業で学んだ学習内容やグループでの話し合い活動を通して、自立した消費者になるためには、具体的にどのような行動をすればよいか、自分の考えを発表する。	- 家庭科の学習内容との関連を図ることで、自立した消費者になるために、品質表示を見て商品を自ら選択する方法があることを理解させる。 - 視聴覚機器を活用し、情報科の学習内容との関連を図ることで、基礎的な知識・技能を定着させる。 - 他者の考えを踏まえ、自分の考えを具体的に発表させる。	実物教材から事実を読み取らせ、その意味について解釈させる。消費者の自己責任や消費者保護制度、環境への配慮などの関連を説明させ、他者との意見の交流を通して、自らが考える自立した消費者になるための具体的な方法について論述させる。 （活用）

イ 中学校社会科で扱われる資料等の活用

教科書に掲載されている「いろいろな悪質商法と相談件数」(図24)の活用を通して、中学校社会科と関連を図ることで、基礎的・基本的な知識を習得させた。悪質商法を防ぐための法律や制度としては、消費者契約法やPL法、クーリング・オフ制度などがあり、これらは、中学校社会科「公民的分野」の学習内容である(表5)。

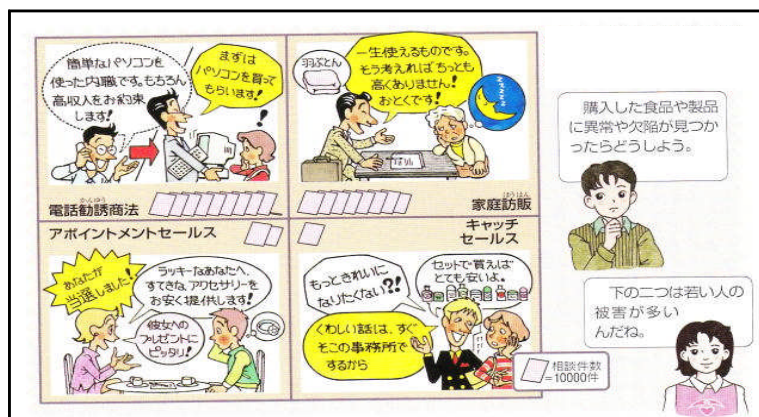


図24 いろいろな悪質商法と相談件数

表5 中学校社会科「公民的分野」の単元における「現代社会」と共通した語句や事項の例

「公民的分野」の単元	法教育の視点からとらえた語句や事項
消費者の自立支援なども含めた消費者行政	消費者問題 消費者運動 悪質商法 キャッチセールス クーリング・オフ制度 PL法 ケネディ大統領が提唱した消費者の四つの権利 消費者保護基本法 消費者契約法 消費者基本法